

大分県報

平成二十八年
号外（五五）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

繁殖育成センター基礎雌牛貸付規則の一部改正……………一
大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一

議会規則

大分県議会傍聴規則等の一部改正……………一

告示

大分県農業改良資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託……………二
大分県林業・木材産業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託……………二
大分県沿岸漁業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託……………二
保安林の指定の解除……………二

議会訓令

大分県議会事務局規程の一部改正……………三

公告

農業委員会ネットワーク機構の指定……………三
都市計画事業の事業計画の変更……………三

規則

繁殖育成センター基礎雌牛貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第六十五号

繁殖育成センター基礎雌牛貸付規則の一部を改正する規則

繁殖育成センター基礎雌牛貸付規則（昭和四十二年大分県規則第六十九号）の一部を次の

平成二十八年四月一日

ように改正する。

第二条中「農業生産法人、」を「農地所有適格法人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第六十六号

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十六年大分県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「を卒業した者」を「若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議会規則

大分県議会傍聴規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県議会議長 田中利明

大分県議会規則第一号

大分県議会傍聴規則の一部を改正する規則

（大分県議会傍聴規則の一部改正）

第一条 大分県議会傍聴規則（昭和五十一年大分県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「杖」を削る。

（大分県議会委員会傍聴規則の一部改正）

第二条 大分県議会委員会傍聴規則（平成十三年大分県議会規則第三号）の一部を次のように改正する。

大分県報号外（規則・議会規則）

第七條第一項第一号中「杖」を削る。
附則
 この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第二百二十二号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八條第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
 平成二十八年四月一日

一 受託者の名称及び住所
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称 住 所

大分県信用農業協同組合連合会
 大分市舞鶴町一丁目四番一五号

二 委託の期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十三号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八條第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
 平成二十八年四月一日

一 受託者の名称及び住所
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称 住 所

大分県森林組合連合会
 西高森林組合
 東国東郡森林組合
 別杵速見森林組合
 おおいた森林組合
 白津関森林組合
 佐伯広域森林組合
 大分市大字古国府字内山一三三七番地の二〇
 豊後高田市大字鼎三三二番地
 国東市国東町小原四四二三番地の一
 杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六
 由布市庄内町大龍一七一一番地の一
 臼杵市板知屋一二五七番地の二
 佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二

大野郡森林組合
 竹田市森林組合
 玖珠郡森林組合
 日田市森林組合
 日田郡森林組合
 山国川流域森林組合
 宇佐地区森林組合
 大分県木材協同組合連合会
 日田木材協同組合
 大分県造林素材生産事業協同組合
 豊後大野市三重町菅生一二三番地
 竹田市大字飛田川二二四六番地の七
 玖珠郡玖珠町大字大隈一九九番地の一
 日田市大字庄手八五〇番地の五
 日田市天瀬町五馬市三〇〇番地
 中津市耶馬溪町大字柿坂一三八番地の一
 宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地
 大分市王子港町一番一七号
 日田市南友田一〇〇番地の一
 大分市生石五丁目一番五号

二 委託の期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八條第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
 平成二十八年四月一日

一 受託者の名称及び住所
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称 住 所

大分県漁業協同組合
 大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
 平成二十八年四月一日

一 解除に係る保安林の所在場所
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四七番二・二四四八番二・二四四九番（以上三筆に

- ついで次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○議 会 訓 令

大分県議会訓令第一号

議会事務局

大分県議会事務局規程（平成十三年大分県議会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県議会議長 田 中 利 明

第三条第一項中「ときは」の下に、「理事」を加え、同条第三項中「次長」を「理事、次長」に改める。

第九条第一項中「服務」の下に「及び人事評価」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○公 告

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第二項の規定により、次のとおり農業委員会ネットワーク機構を指定した。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定を受けた農業委員会ネットワーク機構の名称
- 一般社団法人大分県農業会議

- 二 指定を受けた農業委員会ネットワーク機構の住所
- 大分市舞鶴町一丁目四番十五号
- 三 農業委員会ネットワーク機構業務を行う事務所の所在地
- 大分市舞鶴町一丁目四番十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成二十八年三月十五日付け九州地方整備局告示第三十七号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画事業の種類及び名称
- 平成二十二年九州地方整備局告示第百一号大分都市計画道路事業
- 三・四・二十八号庄の原佐野線
- 二 施行者の名称
- 大分県

三 事務所所在地

- 主たる事務所 大分県土木建築部都市計画課 大分市大手町三丁目一番一号
- 従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号

四 事業地

- 1 収用の部分
- 変更なし
- 2 使用の部分
- 変更なし

平成二十八年四月一日

大分県報号外（告示・議会訓令・公告）